

地域活用電源に係る制度の考え方

- 地域活用電源については、レジリエンスの強化・エネルギーの地産地消に資するよう、電源の立地制約等の特性に応じ、FIT認定の要件として、自家消費や地域一体的な活用を促す地域活用要件を設定。

小規模太陽光

(立地制約：小)

⇒ **低圧**太陽光 (10-50kW) は、**2020年4月**から**自家消費型**にFIT適用 (注1)
(需給一体型モデルの拡大：住宅から店舗/工場へ)

<自家消費型要件> = ①②の**両方**

- ① 再エネ発電設備の設置場所で**少なくとも30%の自家消費等**を実施すること (注2)
- ② **災害時に自立運転**を行い、**給電用コンセント**を一般の用に**供すること**

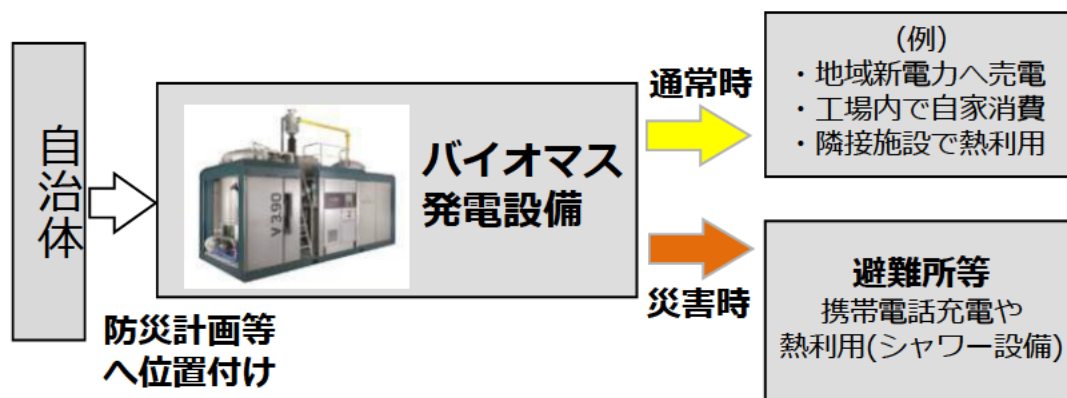
小規模水力・小規模地熱・バイオマス

(立地制約：大)

⇒ **一定規模未満** (注3) は、**2022年4月**から**自家消費型・地域消費型、地域一体型**にFIT適用 (詳細は次ページ参照)
(レジリエンス強化・エネルギー地産地消を促進)

<地域一体型要件> = ①~③の**いずれか**

- ① **自治体の防災計画等**に、再エネ発電設備による**災害時を含む電気又は熱の自治体への供給**が位置付けられているもの
- ② **自治体が自ら事業を実施**又は**直接出資**するもの
- ③ **自治体が自ら事業を実施**又は**直接出資**する小売電気事業者等に、再エネ発電設備による電気を**特定卸供給**するもの



(注1) 高圧 (50kW) 以上の太陽光は、地域での活用実態を踏まえて、今後、地域活用の在り方を検討。(2021年度はFIT認定の要件として地域活用を求めない。)

(注2) 農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象とする。

(注3) 2022年度に地域活用電源となる規模：1,000kW未満の小規模水力、1,000kW未満の小規模地熱、10,000kW未満のバイオマス。

(参考) 自家消費型・地域消費型/地域一体型の地域活用要件 (小規模水力・小規模地熱・バイオマス)

自家消費型・地域消費型の地域活用要件

以下のいずれかの要件を満たすこと

- A) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**発電される電気量の少なくとも3割を自家消費**^{※1}するもの (すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの)。
- B) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を**再生可能エネルギー電気特定卸供給**により供給し、かつ、その**契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上**を当該発電設備が所在する**都道府県内へ供給**^{※2}するもの。
- C) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**産出された熱**^{※3}を、原則として**常時利用**する構造を有し、**かつ**、当該発電設備により**発電される電気量の少なくとも1割を自家消費**^{※1}するもの (すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの)。

※1 自家消費比率を把握するため、発電電力量を記録することが求められる。

※2 小売供給の状況については、小売電気事業者または登録特定送配電事業者の協力によって必要な書類の添付等を行うことが求められる。

※3 発電過程で発生した熱を活用する場合に加え、発電設備の一部 (井戸等) から産出される熱を活用する場合も認める。

地域一体型の地域活用要件

以下のいずれかの要件を満たすこと

- D) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が**所在する地方公共団体の名義** (第三者との共同名義含む) **の取り決め**^{※1}において、当該発電設備による**災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付け**られているもの。 ※1 当該取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含む。
- E) **地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資**するもの
- F) **地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資**する**小売電気事業者または登録特定送配電事業者**に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を**再生可能エネルギー電気特定卸供給**により供給するもの